

学校給食ニュース vol.105 08年9月号

発行:学校給食全国集会実行委員会 <http://gakkyu-news.net/jp/> E-mail desk@gakkyu-news.net

今月のピックアップ

改定学校給食法成立、食育の期待と合理化の現実

学校給食法の改定を含む「学校保健法等の一部を改正する法律」が平成20年6月11日に可決成立しました。平成20年6月18日公布、平成21年(2009年)4月1日に施行されます。

この法律は、「学校保健法」を「学校保健安全法」に改定し、学校安全についての規定をいれたこと、「学校給食法」を改正することを目的に行われました。

法律は、政府原案に対して、「学校保健安全」の部分について、一部修正されましたが、「学校給食法」改正部分は原案通りに可決しています。

また、衆議院、参議院ともに、この法律について附帯決議が行われており、学校給食法関係の部分についても決議されています。

学校給食法の改定については、学校給食ニュース2008年5月号で特集し、問題点の整理をしています。

学校給食法改定の特徴としては、栄養教諭制度導入、食育基本法成立、教育基本法等の改定を受けて、食育や学校における食の全体計画策定、栄養教諭についての法的な整合性のために行われたものです。

時系列では、以下のようになります。

平成16年(2004年) 5月 「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律」
平成17年(2005年) 6月 「食育基本法」(議員立法)
平成18年(2006年) 3月 「食育推進基本計画」
平成18年(2006年) 12月 「学校教育法」を含めたいわゆる「教育三法」の改定

平成19年(2007年) 3月 「食に関する指導の手引」改定
平成20年(2008年) 1月 「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(中教審答申)

学校給食法は、学校給食の設置者である地方自治体に対し、学校給食設置を義務づけていない推奨法です。今回の改定によっても、推奨法の位置づけは変わらず、学校給食の設置は地方自治体等にゆだねられています。

その一方で今回の改定では、「学校給食実施基準」「学校給食衛生管理基準」についての法的根拠を明確にし、国の指導権限を盛り込んでいます。

今後、文部科学省より、これら「実施基準」が策定、発表されることとなりますが、この内容によっては、今の学校給食に大きな影響を与えることとなります。

それぞれの地域ごとの学校給食をよりよくしていく上で、どのような「学校給食実施基準」「学校給食衛生管理基準」が望ましいのか、整理し、文部科学省に対して伝えていく必要もあります。

今回は、改定された学校給食法本文および、文部科学省の通達、衆議院、参議院の法律に関する附帯決議、法律の前提となる中教審答申についての学校給食に関する部分を資料として掲載しました。

今後の取り組みの参考としてください。

合わせて、学校給食ニュース5月号もご参照ください。

目次

第一章 総則(第一条 第五条)
第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項
(第六条 第九条)
第三章 学校給食を活用した食に関する指導(第十条)
第四章 雑則(第十一条 第十四条)
附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

七 食料の生産、流通、及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(以下において「共同調理場」という。)を設けることができる。

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十

五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよ

う、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範

圏内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

(補助金の返還等)

第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなつたとき。
- 三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて

補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(政令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附 則 (略)

文部科学省スポーツ・青少年局長通知

平成20年7月9日

文部科学省スポーツ・青少年局長通知

学校保健法等の一部を改正する法律の公布について
(通知)より、学校給食部分抜粋

このたび、別添1(略)のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律第73号)」(以下「改正法」という。)が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものです。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりです

ので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校(専修学校を含む。)及び学校法人等に対する周知を図るようお願いします。

また、本改正法については、別添2及び別添3のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

第一 改正法の概要

第2 学校給食法の一部改正関係

(改正法第2条関係)

(1)法律の目的

本法の目的を、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に

関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとしたこと。(第1条関係)

(2) 学校給食の目標

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないこととしたこと。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。(第2条関係)

(3) 学校給食実施基準

文部科学大臣は、学校給食の適切な実施のために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとしたこと。

(第8条関係)

(4) 学校給食衛生管理基準

1 文部科学大臣は、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとしたこと。

2 義務教育諸学校の校長は、1の基準に照らし、適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、改善に必

要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。

(第9条関係)

(5) 学校給食を活用した食に関する指導

1 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

2 栄養教諭が1の指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行い、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとしたこと。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、学校給食を活用した食に関する指導を行うよう努めるものとしたこと。(第10条関係)

第3 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正関係(改正法第3条関係)

夜間課程を置く高等学校における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第7条関係)

第4 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正関係(改正法第4条関係)

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第6条関係)

第5 施行期日等

1 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。(附則第1条関係)

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第2条)

関係)

3 この法律の施行に伴い、関係法律に関し、所要の規定の整備を行うこと。(附則第3条から第11条まで関係)

4 その他所要の改正を行うこと。

第二 留意事項

第2 学校給食法関連

(1) 学校における食育の推進と栄養教諭の配置促進について

改正法により、法律の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、学校給食の目標についても食育推進の観点から見直しが行われるとともに、第10条においては、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととされたところであり、各都道府県教育委員会等においては、このような改正法の趣旨を踏まえ、学校給食を活用しつつ、教育活動全体を通じて学校における食育の更なる推進を図るとともに、学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭の一層の配置拡大に努めていただきたいこと。

なお、このことについては、「栄養教諭の配置促進について」(平成19年7月11日付け19文科ス第156号文部科学省スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知並びに19文科ス第157号文部科学事務次官通知)も併せて参照されたいこと。

(2) 学校給食における地場産物の活用の推進(第10条第2項)

栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うに当たり、学校給食において地場産物を活用することは、地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、生産者や生産過程を理解し、食に携わる人々や食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど教育的意義を有するものであることから、学校給食実施校におかれては、学校給食における地場産物の積極的

な活用に配慮いただきたいこと。また、米飯給食は、日本人の伝統的食生活の根幹である米飯の正しい食習慣を身に付けさせたり、我が国の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること(第2条第6号)ができるなどの教育的意義を有するものであり、引き続きその普及・定着に努められたいこと。

なお、学校給食の食材として具体的にどのような食材を用いるかについては、児童生徒の健康状態、家庭における食生活、生活活動の実態、食品の安全性の確保など地域の実情等を踏まえ、学校給食実施者が適切に判断すべきものであること。

(3) 学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準(第8条及び第9条)

1 第8条及び第9条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準については、現行の「学校給食実施基準」(昭和29年文部省告示第90号)及び「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部省体育局長通知)の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう、今後内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。

2 学校給食の衛生管理上適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長又は共同調理場の長より第3項の申し出を受けた当該学校又は共同調理場の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。

3 学校給食の衛生管理に関しては、食の安全を揺るがす様々な事案の発生が報告されている現状を踏まえ、より安全で安心な食事を児童生徒に提供するため、今後とも、学校給食の衛生管理の徹底に努めていただきたいこと。

下線は学校給食ニュースにて追加したものである。

平成20年1月17日 中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申)より 学校給食部分抜粋

はじめに

中央教育審議会は、平成19年3月29日に文部科学大臣から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」諮問を受けた。

我が国の学校保健、食育・学校給食、学校安全に関しては、旧文部省に置かれた保健体育審議会において、平成9年に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申を行うとともに、本審議会においても、栄養教諭制度の創設を答申した平成16年の「食に関する指導体制の整備について」など、各課題について議論を行い、これらに基づき各種の施策が推進されてきたところである。

しかしながら、現在、社会状況等の変化に伴い学校保健、食育・学校給食、学校安全に様々な課題が生じている。学校保健については、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患を抱える子どもへの対応に当たって、学校において子どもの状況を日々把握し、的確な対応を図ることが求められている。また、食育・学校給食については、子どもの食生活において朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じており、学校において食育を推進することが求められている。さらに、学校安全については、学校の内外において子どもが犠牲となる、あってはならない事件・事故、交通事故や自然災害などに対して、学校が適切な対応を行うことが求められている。

今回の諮問理由においては、このような課題に対応するために、教職員のそれぞれの役割を明確にし、かつ、相互の効果的な連携の在り方を探求した上で、学校全体の取組体制を整備すること、地域の専門家や関係機関の知見や能力を最大限に活用し、かつ、子どもの健やか

な発達について大きな責任を有する保護者との連携を強化する取組や体制を整備・充実することの、二つの観点から検討を行うことが示された。

これを受け、中央教育審議会では、学校保健、食育・学校給食、学校安全について、スポーツ・青少年分科会に学校健康・安全部会を設置し、精力的に審議を行ってきた。また、平成19年11月に審議経過報告をまとめるとともに、それをパブリックコメントに付し、各方面のご意見をいただいた。

この答申を機に、子どもの健康・安全を守る取組の重要性について、学校、家庭、地域及び関係行政機関における関係者の理解がより一層深まり、それぞれの立場で求められる活動につながることを期待している。

学校における食育の推進を図るための方策について

1. 子どもの食を取り巻く状況とその対応

(子どもの食を取り巻く状況)

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身などが見られるところであり、また、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されている。

朝食については、「食べないことがある」とする小・中学生の割合は、小学校5年生で14.6%、中学校2年生で19.5%に達し、「ほとんど食べない」とする割合は、小学校5年生で3.5%、中学校2年生で5.2%となっている(平成17年度「児童生徒の食生活等実態調査」)。肥満傾向児(性別・年齢別に身長別標準体重を求め、その平均体重の120%以上の体重の者)については、小学校5年生男子で11.6%に達している状況である(平成19年度学校保健統計調査速報)。

食習慣は、子どものころの習慣が成長してからの習慣に与える影響が大きく、大人になって改めることは困難を伴うものであり、子どもが将来にわたって健康に生活し

ていくことができるようにするためには、子どもに対する食に関する指導を充実し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっている。

また、食品の安全性や信頼性を揺るがす事案が生じ、国民の関心が高まる中で、食品の品質や安全性について正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力(食に関する自己管理能力)を身に付けさせることが求められている。

昭和29年に、学校給食法が制定され、学校給食の法的根拠が明確になるとともに、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」(同法第2条)とあり、学校給食が教育の一環であることが法的に位置付けられた。その後、学習指導要領においても学校給食が特別活動に位置付けられ、今日に至っている。

さらに、食に関する指導は、給食の時間以外にも、家庭科、技術・家庭科や体育科、保健体育科をはじめとした各教科や特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて広く行われてきており、学校においては、従来より、いわゆる「食育」に関する取組が推進されてきたといえる。

現在では、食育を、食を通して健やかな心身と豊かな人間性をはぐくむことを目的とした、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとしてとらえ、学校における食育の一層の推進が求められている。

(子どもの食をめぐる現代的な課題への対応)

近年、子どもの食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、子どもが望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年に栄養教諭制度が創設され、平成17年4月から栄養教諭の配置が開始されているが、食に関する指導体制を整備し、学校における食育をさらに推進するためには、その配置拡大が不可欠である。

また、学校における食育の推進のためには、校長のリーダーシップの下に、学級担任はもとより、家庭科、技術・家庭科や保健体育をはじめとする関係する教科の担任や、児童生徒の健康の保持増進にあたる養護教諭など関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的に取り組む体制を充実し、学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ

教科横断的な指導として食に関する指導を充実するとともに、地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着など学校給食の充実を図ることが重要である。さらに、食に関する指導の効果を高めるためには、学校内の取組にとどまらず、学校、家庭、地域の連携・協力体制をつくることが求められている。

平成17年6月には、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、国民の食を取り巻く様々な課題等に対して、国が取組を行うに際しての理念、関係者の責務、施策の基本的な方向を明らかにした「食育基本法」が制定されている。同法に基づき、平成18年3月に政府の「食育推進基本計画」が策定され、内閣府をはじめ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各府省庁が実施する食育に関する施策について連携を図り、政府として一体的に取り組む体制が整えられるとともに、地域や社会を挙げて子どもに対する食育を積極的に推進することが求められている。

(1)「生きた教材」としての学校給食の充実

学校給食は、成長期にある子どもの心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する効果的な指導に資するものである。特に給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、子どもに望ましい食習慣や食に関する実践力、豊かな人間関係を構築する力を身に付けさせることが可能であるとともに、地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深め、食に関する感謝の念をはぐくむことができるなど「心の教育」を含め高い教育効果が期待されている。

また、学校における食育を推進する上で、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関連する学習内容相互の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を行うとともに、その指導に際し、学校給食を教材として積極的に活用することが求められている。例えば、家庭科、技術・家庭科において栄養バランスを学ぶ場合、当日の学校給食の献立を教材として学習し、授業後の給食の時間に、実際に見て食べることを通じて学習内容の復習や確認を行うことにより

理解を深める取組や、理科で栽培した植物や社会科で学習した地場産物など、教科等で使用する教材を食材として意図的に学校給食の献立に活用することで、学習内容をより身近にとらえさせる取組などが考えられる。

このように、学校給食は、子どもの成長発達や活動の源泉となるものであると同時に、極めて有効な教材として多面的な活用を図ることができるものであり、また、子どもが毎日の学校生活の中で特に楽しみとしているものの一つであって、生活の営みの一部であることから、自ずと子どもの興味・関心を引き出し得る特性を有している。

このような特性にかんがみ、従前、各学校において、いわゆる「生きた教材」として活用が図られてきたところであるが、今後とも、食育を推進する上で、学校の教育活動全体を通じて、学校給食の有する教育的機能を最大限に発揮させることができるような取組が求められる。

給食の時間における指導は、教育課程上の特別活動として極めて重要な学校教育活動であることから、ゆとりを持って食事や指導ができるよう、地域や学校の実態に応じ、十分な給食の時間の確保に努める必要がある。また、学習活動の場である教室を食事の場としてもふさわしいものに整える工夫や、食堂やランチルームを有効に活用して異学年や複数学級による会食を実施する取組など、子どもたちが明るく和やかな雰囲気の中で学校給食を楽しみ、豊かな人間関係を醸成することができるような食事環境の整備が求められる。

学校給食の法的根拠である学校給食法は、昭和29年に制定され、当初より学校給食が持つ教育的意義が盛り込まれているが、今日、食育の推進が重視されている中で、食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着など、学校給食が持つ食育推進上の教育的意義をさらに明確にすることを検討することが求められる。

また、文部科学省では、学校給食法の趣旨に則り、学校給食を適正に実施するため、学校給食の実施の対象や実施回数、児童生徒1人当たりの平均栄養所要量等について定めた「学校給食実施基準」(昭和29年文部省告示)を告示している。

国の責任として、全国において一定水準以上の学校給食が実施されるよう基準を示すという観点から、「学校給食実施基準」をより明確に法体系に位置付けることを検討することが求められる。

なお、現在、小学校については全国の約99%が完全給食を実施しているが、中学校については実施率が約70%となっている。今後、中学校における学校給食の実施を含め、学校給食の更なる普及・充実に図り、学校給食が持つ食に関する指導の「生きた教材」としての意義を家庭だけでなく、広く国民に発信することが重要である。

(2) 学校給食における地場産物の活用や郷土食・行事食の活用

地場産物を学校給食に活用することにより、子どもが、より身近に実感を持って地域の自然や環境、食文化、産業等について理解を深めることができたり、生産者や生産過程等を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことなどができるため、その活用が積極的に進められている。

政府の食育推進基本計画において、学校給食における地場産物の活用を促進するため、当該都道府県産の地場産物を使用する割合を平成22年度までに30%以上とすることを目指すこととしており、文部科学省では、各地域の地場産物の調達・納入方法や、地場産物を活用した食に関する指導の実践を集めた事例集を作成・配布(平成18年2月)し、地場産物の活用を促進している。

食育推進基本計画に記載のとおり、学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐむとともに、郷土への愛着を深めるという教育的意義を有するものであり、その意義を踏まえ、学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地場産物を積極的に活用し、地域の食文化への理解を図ることに配慮するよう法的に位置付けることを検討することが求められる。

地場産物の種類・量が少ない都府県での活用の促進方策も含め、各地域での地場産物の活用を推進するため、地域の生産者や関係機関と連携し、計画的、安定的に供給できる体制の確立や地場産物を使用した加工食品の開発のための支援を国が行うことが望まれる。

また、伝統的な日本文化である稲作、米食について理解するとともに和食の食べ方を身につけることは、食文化を継承する上で非常に重要であることから、今後とも、米飯給食の普及啓発を図ることが求められる。

さらに、学校給食を通して、伝統的な日本文化である稲作・米食や郷土食、行事食について理解を深めることは、教育的意義を持つものであり、全国各地の郷土料理や伝統料理を取り入れた学校給食の献立を広く周知するための取組が望まれる。

2. 食育・学校給食に関する学校内の体制の充実

(1) 学校の教育活動全体を通じた取組

学校における食育は、給食の時間を中心に、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ、教科横断的な指導として関連付け、体系的に行うことが重要である。

このため、各学校において、食に関する指導の全体計画を作成し、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、継続的、体系的な食育を行っていくとともに、関係教職員の食育に対する意識の向上を図ることが必要である。

文部科学省では、各学校における食に関する指導内容を充実させるため、教職員用の指導参考資料「食に関する指導の手引」を作成し、各学校の取組を支援している。

その中で、食に関する指導に係る全体計画に掲げることが望まれる内容や全体計画の作成、全体計画を踏まえた指導を進めるに際しての留意点等を示すとともに、学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の果たす役割を提示している。

今後、学校における食に関する指導の全体計画の策定を向上させ、継続的、体系的な食に関する指導を充実させるためには、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の全体計画の作成に関し、法制度の整備を検討することが望まれる。

(2) 栄養教諭等

食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、学校給食の栄養管理や衛生管理などの職務を行う学校栄養職員による担任教諭等の行う教科指導や給食指導への専門的立場からの協力が行われてきた。しかしながら、学校栄養職員が食に関する指導を行うために必要な専門性は制度的に担保されていなかったため、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校

における食育の推進の要として重要な役割を担っており、各都道府県において配置が進んでいる。

栄養教諭は、学校給食の管理のほか、

他の教職員と連携・調整し、食に関する指導の全体計画の策定など学校全体での取組に企画立案段階から中心的に携わるとともに、啓発活動や保護者への助言等、家庭や地域との連携を図るなど、学校の内外を通じ、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たすこと

給食の時間をはじめとする特別活動、関連する各教科などにおいて、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行うこと

学級担任、養護教諭、学校医などと連携しつつ、肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の子どもや食物アレルギーを持つ子どもへの個別的な指導を行うことなど学校における食育推進の中核的な役割を担っている。

栄養教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められている。学校における食育の推進において、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たせるよう、栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討するとともに、各種研修会をはじめ様々な機会を通じ、その周知を図る必要がある。

学校における食育を推進する上で、栄養教諭の果たす役割は極めて重要であるが、その配置は義務的なものではなく学校の設置者の判断にゆだねられており、未だ配置がなされていなかったり、配置数が十分とはいえない都道府県が見られる。

栄養教諭の配置状況

平成17年度：34名(4道府県)

平成18年度：359名(26道府県)

平成19年度：986名(45道府県)〔平成19年9月30日現在〕

各都道府県における栄養教諭の配置を促進するためには、国は栄養教諭制度の意義や具体的な成果を積極的に発信し、自治体や国民の栄養教諭制度に対する更なる理解の促進を図ることが求められる。

また、食に関する指導を充実するためには、多くの

子どもが栄養教諭による指導を受けられるようにすることが重要であり、栄養教諭の定数改善を図ることが必要である。なお、将来的には、栄養教諭制度創設の趣旨に照らし、免許法認定講習の適切な実施を通じ、希望するすべての学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得し、計画的に栄養教諭に移行することが望まれる。

栄養教諭が学校における食育の中核的な役割を担っていくためには、常に食に関する新しい情報を収集し、子どもに適切に指導を行うことができる指導力を身に付けることが重要である。

現在、栄養教諭に対する国レベルでの研修については、全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会や各地域で実施する研修等における指導者の養成研修などを実施している。

また、各都道府県においては、地方交付税措置により栄養教諭・学校栄養職員新規採用研修や経験者研修等が行われているが、教諭と比較して研修日数が少なく、不十分な状況といえる。このため、国が研修プログラムのモデルを示し、研修内容と研修体制の充実を図る必要がある。また、教育公務員特例法上の初任者研修を栄養教諭も対象とすることについては、学校内において直ちに指導にあたる人材を確保することが困難であるなど課題があるが、外部人材などの活用状況を勘案し、適宜、新たに採用された栄養教諭に対する研修の充実について検討することが求められる。

学校栄養職員については、各学校の求めに応じてティーム・ティーチングや特別非常勤講師制度を活用し、子どもの食に関する指導に取り組んできている。学校栄養職員の職務には栄養教諭のように食に関する指導は位置付けられておらず、学校における食育の推進に果たす役割は異なるが、学校栄養職員は、栄養教諭への移行が想定される職員であり、今後とも食に関する専門性の向上を図り、学校の求めに応じて、食に関する指導に専門性を発揮することが望まれる。

(3)学級担任や教科担任等

食に関する指導が栄養教諭の職務として位置付けられているが、このことは、栄養教諭自身が、食育に関して、その学校における子どもに対する指導のすべてを自ら行うことを想定しているものではなく、校長のリーダーシップの下に、学級担任や教科担任等すべての教職員が

連携・協力し、担当する教科等において積極的に食に関する指導を行うなど、学校全体で食育を推進することが求められている。そのためには、教職員の意識啓発のための校内研修や、食に関する指導の全体計画に係る一連の取組等を行うとともに、学校内の食育を組織的に推進する役割を担う「食育推進委員会」などの校内委員会を組織し、校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織を充実させる必要がある。

その際、栄養教諭は、学校における食育の推進のための中核的な役割を担っていることから、食育責任者として校内委員会の取組を積極的に推進する役割が求められる。

一方、栄養教諭が配置されていない学校や学校給食を実施していない学校においても、校長を中心とした食育に関する取組が行われている学校も見られるが、全体としては、食に関する指導の全体計画を作成し、継続的、体系的な指導を行うことに関し課題があるといえる。栄養教諭が配置されていない学校や共同調理場の受配校においては、教諭等が食育責任者となり、校内委員会の運営を行う必要があり、このような場合、本務校や共同調理場の栄養教諭や学校栄養職員と連携しつつ、自校の食育の推進に努めることが重要である。

食育の推進は、学校教育活動全体を通じて取り組むべき事項であるとともに、現在の栄養教諭の配置状況にかんがみると、学校における効果的な食育の推進には、栄養教諭以外の教職員の食に関する指導への関心を高め、その指導力を向上させることが大変重要であり、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において食育についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

学校給食調理員にも学校における食育の取組に協力することが期待されていることから、学校給食調理員の研修においても、調理方法や衛生管理に関する内容に加え、食育の推進に関する内容を充実するとともに、学校における食育の推進には、すべての教職員の理解と連携・協力が必要であることにかんがみ、職種横断的な研修の取組など新たな研修なども有効である。

また、肥満傾向や偏食、食物アレルギー、咀嚼不足など、食に関する健康課題を有そしゃくし、個別的な対応や相談指導が必要な子どもに対しては、学級担任等

や養護教諭、栄養教諭、関係教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が共通理解に立ち、連携して取り組むことが大切であり、学校内においては関係教職員からなる指導体制を整備することが望まれる。

高等学校においては、生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、学校の教育活動全体を通じて食育に取り組むことによりその充実を図ることが望まれる。その際、家庭科、保健体育科等関係する教科、ホームルーム活動や生徒会活動等の特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、地域の有識者等も活用しながら、それぞれの特質に応じた食に関する指導を適切に行うことが重要である。

(4) 校長・教頭等

学校における食育の推進に当たり、校長は、栄養教諭を中心とする食に関する指導の全体計画の作成を指揮し、校内体制を整備して学校教育活動全体で積極的な取組が行われるよう全校的な視点から関係教職員を指導することなどが求められる。

食に関する指導や衛生管理を含む学校給食の管理において、責任者である校長のリーダーシップが学校全体の意識向上と取組の活性化に与える影響が極めて大きいことにかんがみ、校長が適切なリーダーシップを発揮できるようにするため、各都道府県等における管理職研修をはじめ食育や食に関する指導の重要性について周知を図る取組を推進することが必要である。

なお、管理職である副校長、教頭についても同様な取組が求められる。

(5) 学校給食における衛生管理の徹底

学校給食において、安全・安心な食事の提供は大前提であり、学校給食調理場の衛生管理責任者である栄養教諭等の指導の下、食品、調理作業、施設設備や調理員の衛生管理の徹底を図り、食中毒等の発生を防止することが不可欠である。

食中毒を防止し、安全な学校給食を提供するため、文部科学省では「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部省体育局長裁定)を作成し、局長通知により各学校に学校給食の衛生管理の徹底を要請している。

しかしながら、これらの基準を遵守した学校給食を実施することは市町村や各学校の判断にゆだねられて

おり、関係者の食中毒に対する意識や衛生管理が不十分なため、食中毒が発生している事例も見られることから、より安全で安心な学校給食の実施のためには、学校給食における衛生管理を今後さらに強化していくことが必要である。

このため、国の責任として、一定水準以上の衛生管理がすべての学校で行われるよう基準を示すという観点から、「学校給食衛生管理の基準」を法体系に位置付けることを検討することが必要である。

食中毒が発生した場合の迅速な状況確認、対応のための分析や留意事項等の全国への情報提供の体制を構築することが求められる。

3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

学校において食育をより効果的に推進するためには、栄養教諭が中核となり家庭や地域との連携を図りつつ食に関する指導を行うことが重要である。

家庭や地域と連携した取組を進めるためには、食育の目標や具体的な指導内容・方法、学校で指導を行う時期等について、あらかじめ保護者や地域の関係者等に説明し、理解を得ることが有効であり、その意味でも食に関する指導の全体計画の策定は重要である。

(1) 学校と家庭との連携の強化

食に関する問題は、本来、家庭が中心となって担うものである。子どもたちに健全な食生活を実践する力を身に付け、習慣化させるためには、教育活動として様々な配慮の下に実施されている学校給食を活用した学校における取組のみならず、家庭において、楽しく食卓を囲み、家族のコミュニケーションを大切にしながら、基本的な食事のマナーや望ましい食習慣の確立に向けた適切な取組がなされる必要がある。

しかしながら、社会環境の変化や食生活をめぐる状況の変化により、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきているため、子どもの望ましい食習慣の形成については、家庭を中心としつつ、学校や地域社会においても積極的に取り組んでいくことが重要である。

このため、給食だよりなどにおいて学校の取組を紹介したり、給食の試食会や親子料理教室などを開催したりして、食育について学校から家庭への啓発が行われて

いるが、食に関する指導の効果を上げるためには、やはり家庭の理解と協力や家庭における子どもへの食に関する指導が不可欠であり、今後とも家庭への情報提供や啓発活動を促進する必要がある。

また、食に関する対応については、家庭からの情報収集を積極的に行ったり、食の大部分を担う家庭に対し、栄養や食事に関する助言を行ったりするなど密接に連携を図るとともに、医学的な対応を要する場合には、主治医や専門医との連携を図りつつ対応することが必要である。

さらに、現在、「早寝早起き朝ごはん」国民運動など子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための取組が実施されているが、学校・家庭・地域社会が連携した子どもに対する食育を推進するためには、このような活動と連携することも効果的である。

(2) 学校と地域社会との連携の強化

学校における食育を推進するためには、食に関する指導の全体計画に基づき、地域の生産者や食に関する知識・経験を有する地域の人材を積極的に活用したり、食生活の改善のために活動しているNPO等の協力を得るなど、地域社会との連携・協力を進めていくことが効果的である。

その際、学校に設置されている「食育推進委員会」や、共同調理場に設置されている運営委員会等、既存の組織を活用することも考えられる。

総合的な学習の時間などにおいて、農作業等の体験活動を実施するに当たり、地域の生産者や生産者団体の担当者に指導を受けながら栽培し、収穫した農作物などを学校給食に活用したり、地域の方を交流給食会等に招待したりするなど地域と連携した取組が行われている。今後とも、地域社会と連携しつつ、子どもたちが食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加し、自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感する機会が確保されることが望まれる。

また、地域の有識者等を特別非常勤講師やゲストティーチャーとして活用し、食に関する指導への協力を得ることも有効である。

学校における食育を推進するため、市町村教育委員会等が中心となり、保育所、幼稚園、小中学校、栄養教諭(学校栄養職員)、地域の関係機関、農林漁業者、保護者等をメンバーとする「地域食育推進委員会(仮称)」などを設置し、一貫した指導に取り組むことが望まれる。

なお、各地域において、子どもに対する食育を推進するためには、市町村教育委員会のみならず、保健部局や農政部局等の関係行政部局が緊密な連携を図り取組を推進する必要がある。

附帯決議

学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議より学校給食部分抜粋(衆議院)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十三 学校における栄養教諭の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教諭を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教諭等の定数改善を行うことを含め、必要な配置を図ること。

また、現行の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教諭制度の定着を図ること。

十四 「学校給食実施基準」の作成に当たっては、給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。

十五 食品の安全性の確保が喫緊の課題となっている中で、学校給食においても十分にその安全性を確保する必要があることから、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等を十分検証し、その完全実施に向けて万全を期すこと。

十六 食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。

十七 本改正案の実施に当たり、養護教諭を中心とした保健指導の充実、栄養教諭による食に関する指導の推進、学校安全に関する規定の整備等について、その趣

旨を十分周知するとともに、校長が適切なリーダーシップを発揮して学校運営が行われるよう環境整備に努めること。

学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議より学校給食部分抜粋(参議院)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十二、学校における栄養教諭の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教諭を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教諭等の定数改善を行うことを含め、計画を策定するなど着実に必要な配置を図ること。

また、現行の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教諭制度の定着を図ること。

十三、「学校給食実施基準」の作成に当たっては、給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。

十四、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等の十分な検証と再発防止策を徹底し、その完全実施を図るとともに、食品の安全性の確保が喫緊の課題となっていることにかんがみ、学校給食食材の安全性の確保に万全を期すこと。

十五、食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。

時事情報

ホームページ・新聞等からの情報

宮城県名取市のPFIセンター導入可能性報告書

現在の3調理場を統合し、8500食の1センターとする。平成22年(2010年)8月稼働。調理も特定目的会社に委託される。献立、食材、検収は市の業務。事業期間は16年(給食業務は15年)とする。今後、実施方針公表等を行い、年度内に事業者選定、契約を行うとしている。

名取市新学校給食共同調理場整備事業

<http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/shomu/kyusyoku.html>

愛知県東郷町、給食センター増設整備を公募型プロポーザル方式で

愛知県東郷町は、公募型プロポーザル方式にて、現在の学校給食センターを増設整備する。1500食規模で、事業採択後、事業者が設計建設し、その後所有権を町に移転、施設の維持管理をリース方式で10年間行うとしている。

なお、既存センターでは、小中学校、幼稚園の学校給食が実施されており、調理は2006年9月より民間委託されている。

愛知県東郷町 <http://www.town.togo.aichi.jp/>

東郷町学校給食共同調理場増設整備事業 <http://www.town.togo.aichi.jp/Contents/ePage.asp?CONTENTNO=3551&PNO=0>

学校給食共同調理場 <http://www.town.togo.aichi.jp/contents/ePage.asp?CONTENTNO=509&PNO=>

平成19年度行政評価(1-3-3 学校給食) <http://www.town.togo.aichi.jp/Contents/ePage.asp?CONTENTNO=3375&PNO=>

島根県益田市、学校給食センターPFIを検討

平成20年3月31日に、益田市学校給食あり方検討会の答申を出し、PFIによる学校給食センター整備について、

1 「食文化」を啓発し「食育」を推進できる施設整備であることを求めます。

2 早急に学校給食衛生管理基準に適合した施設整備

(移転新築)を実施すべきです。

3 PFI手法の導入にあたっては、財政的な検証、事業の課題解決と将来の給食のあり方を見据えていくことが必要です。

4 PFI手法の適切な活用について、行政で綿密に整理・調整されることを要望します。

また、PFI手法を積極的に推進する意見、懸念される問題点等からPFI手法について明確に反対する意見もありました。

とまとめている。

益田市教育委員会 <http://www.iwami.or.jp/masudaed/>

益田市学校給食あり方検討会 http://www.iwami.or.jp/masudasi/top/kurashi/map/kyusyoku%20Intenet/arikata_kenntoukai/arikata_kaigi/arikata_1.html

益田市立学校給食センター(仮称)建設事業に係る整備手法調査業務 報告書【概要版】について <http://www.iwami.or.jp/masudaed/iinkai/topikusu/pfipropo/houkokusyo.htm>

愛知県愛西市、2センターを統合へPFI導入可能性調査

学校給食センター2施設の老朽化を受け、PFI方式での1センター統合整備を計画、可能性調査をはじめた。新センターの予定食数は4500食、ドライシステム、省エネルギー、アレルギー対応などを予定している。

愛知県愛西市 <http://www.city.aisai.lg.jp/>

学校給食センター整備事業に係るPFI導入可能性調査業務

http://www.city.aisai.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=1832

静岡市、1万食のセンターPFI入札へ

静岡市は、2008年7月、南部学校給食センター建て替えに関するPFI方式での入札公告等を公表した。これに先だって、5月には、要求水準書等を確定している。

南部学校給食センターは、小学校11項、中学校6校の17校を対象に、3300×3献立を想定し、1日1万食(最大

12000食)の大規模センターとなる。供用開始は平成22年9月(2010年)。調理も特定目的会社が行う。ただし、米飯、麺、パン、牛乳は、財団法人静岡県学校給食会が直接学校に納入する。献立、食材調達、検収は市が行う。

アレルギー対応は、対応者の決定を市が行う。平成19年度は、除去を小学校12人、中学校2人である(魚介、卵、種実、果実、魚卵、そば および組み合わせ)。米、小麦、牛乳は要求水準書ではカウントされていない。また、要求水準書では、「食育に関する業務」として、文部科学省(?)「食育推進基本計画」及び「静岡市食育推進計画」(策定中)に沿った運営を行うこと、リザーブ給食を実施することが上げられている。リザーブ給食は、年1度、12月に小学校6年、中学校3年を対象。

および、学校給食集会等で、市の要請により学校訪問を行うことなどが求められている。

南部学校給食センター建替整備等事業
<http://www.city.shizuoka.jp/deps/gakkokyushoku/nanbupfi.html>

鹿児島県鹿屋市、センター方式2施設に集約方針

2008年5月、鹿屋市教育委員会は検討とパブリックコメント等をふまえ、「鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画」を発表した。これによると、2006年の1市3町合併により、旧3町の給食センターと旧鹿屋市の単独調理方式が混在しており、小中学校45校のうち、28校が単独調理場、17校がセンター方式である。現在は、調理は直営方式。

実施計画では、2カ所のセンターを建設し、調理については、民間委託の導入を検討するとしている。調理能力は、1センターを6000食、1センターを5000食とし、2010年に1センター供用開始、2013年に残りの1センターを供用開始の方針として、単独調理方式校のうち4校を除く24校を対象としたセンターを優先して建設する。

鹿屋市 <http://www.e-kanoya.net/>
教育のあり方見直しについて
<http://www.e-kanoya.net/htmbox/gyoukaku/education.html>
学校給食共同調理場整備実施計画 http://www.e-kanoya.net/htmbox/gyoukaku/2008/kyuusyoku_keikaku20-2.pdf
学校教育課 保健給食係のホームページ
<http://www.e-kanoya.net/htmbox/hoken/>

愛知県津島市、学校給食センターPFI整備を検討

愛知県津島市は、学校給食共同調理場建て替え事業として、平成22年度実施を目標とし、導入調査業務を平成16年度に行っている。また、平成20年度にはPFIアドバイザリー契約を予定している。

津島市 <http://www.city.tsushima.lg.jp/>
学校教育課 http://www.city.tsushima.lg.jp/public_html/out_oshirase.php?oid=40&pid=447

宮城県東松島市、学校給食をPFI方式で検討

宮城県東松山市は、平成19年3月(2007年)、「東松山市行財政改革実施計画」で、学校給食センター維持管理及び調理業務における民間活用として、平成22年から稼働予定の新給食センターをPFI方式による建設、調理とする方向性を示している。

建設通信新聞08年6月5日付けによると、2009年4月には、PFIに向けた実施方針を公表予定となっている。対象は、小学校10校、中学校4校の約4500食。

東松島市 <http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>
東松島市行財政改革実施計画
<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/city/gyouzaiseikaikaku/H19gyouzaiseikaikakujissikeikakuka.pdf>

佐賀市、選択制弁当方式での中学校向け学校給食センター建設へ

佐賀市は、佐賀市学校給食センター(仮称)の設計業務をプロポーザル方式で公募した。

実施要綱によると、佐賀市内10校の選択制弁当方式用の調理施設であり、給食は個別容器に盛りつけて配送する弁当方式となる。最大4000食としており、献立は1種類となっている。

佐賀市 <http://www.city.saga.lg.jp/>
学校給食 http://www.city.saga.lg.jp/sub_category/?cate=83
佐賀市学校給食センター(仮称)設計業務に係る公募型プロポーザルを実施します
<http://www.city.saga.lg.jp/contents.jsp?id=14952>

埼玉県鶴ヶ島市、学校給食センターにPFI整備を検討

埼玉県鶴ヶ島市は、2つのセンターで約6000食を調理しているが、老朽化で今後の整備の検討を行っている。PFIでの整備を含めた検討、計画策定が今後行われる方針。

鶴ヶ島市 <http://www.city.tsurugashima.lg.jp/>

学校給食施設の更新について http://www.city.tsurugashima.lg.jp/gakkou/kcenter_koushin.html

東京都立川市、新センター構想にPFIも視野

立川市は、2007年度に立川市新学校給食共同調理場(仮称)整備事業化調査業務を行い、PFIも含めての事前調査を行った。現在、立川市は、小学校で単独校および2センターの運営となっている。

立川市 <http://www.city.tachikawa.tokyo.jp/jp/>

立川市新学校給食共同調理場(仮称)整備事業化調査業務公募型プロポーザル募集要項 <http://www.city.tachikawa.tokyo.jp/jp/education/kyoiku/pdf/bosyuu.pdf>

立川市の学校給食 <http://www.city.tachikawa.tokyo.jp/jp/education/kyoiku/kyu/kyusyoku.html>

新学校給食共同調理場建設計画について(答申)

<http://www.city.tachikawa.tokyo.jp/jp/education/kyoiku/pdf/syokutousin.pdf>

学校給食の市場規模

財団法人外食産業総合調査研究センターは、平成19年外食産業市場規模推計を2008年5月2日に発表した。それによると、平成19年(2007年)の外食産業市場規模は24兆7009億円(前年の0.2%増)と推計されている。これには、持ち帰り比率が過半を占める「料理品小売業」は含まれておらず、主に飲食店、宿泊施設、集団給食、喫茶店、居酒屋、料亭、バーなどで構成される。学校給食は、4,793億円として前年の0.2%減である。この数字は、民間委託等の事業売り上げではなく、学校給食を市場として見た場合のものであり、給食設置数、給食費、児童・生徒数等の影響により増減している。

財団法人外食産業総合調査研究センター

<http://www.gaishokusoken.jp/>

統計資料

<http://www.gaishokusoken.jp/pages/index.cfm/statistical>

東京都日野市の学校給食、IT教育と連携した情報発信

東京都日野市では、日野市、NPO、地域協同型のインターネット活用プロジェクトとして「ひのっ子ネット」がNPO法人サイバー日野によって立ち上げられている。そのなかで、保育園、小学校、中学校各校の学校給食が毎日公開されており、好評である。

ひのっ子ネット <http://www.hino-kodomo.net/>

三重県、アレルギー対応の手引きを作成

三重県は、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成し、県内の学校給食実施校、共同調理場、市町等教育委員会に配布した。また、学校給食実施校の管理職、給食担当者、教育委員会給食担当者、共同調理場長向けの講習会を実施した。

また、「手引き」はインターネット上に公開されている。

三重県 <http://www.pref.mie.jp/>

「学校給食における食物アレルギー対応の手引」をホームページに掲載しました

<http://www.pref.mie.jp/TOPICS/2008060261.htm>

ビスフェノールAについての新たな対応

学校給食食器などにつかわれるプラスチックのひとつであるポリカーボネートの原料となるビスフェノールAについては、内分泌かく乱物質(いわゆる環境ホルモン)であるとして、健康への影響が指摘されていた。

厚生労働省は、このビスフェノールAについて従来の毒性試験のレベルよりもきわめて低い用量の曝露でも、動物の胎児や産仔に対しての影響があるとの研究結果を受け、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼した。また、関係業界に対しビスフェノールAについての曝露をできるだけ減らすための自主的な取り組みを要請した。一般消費者に対してはポリカーボネート製ほ乳瓶の用法に気をつけることや、ガラス製など他の材質に変えるという選択肢を提示、成人の主要なビスフェノールA曝露源である缶詰(内側のコーティング)が考えられることを指摘し、妊婦に対してはエポキシ樹脂(ビスフェノールAが原料)のコーティングがされている缶詰食品を多く摂取することのリスクについて注意を呼びかけ、バランス良い食生活を求めている。

食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について

- ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について -

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/h0708-2.html>

ビスフェノールAについてのQ&A <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/topics/080707-1.html>

群馬県邑楽町、給食で食中毒

2008年6月2日、邑楽町の学校給食センターから配送された学校給食が原因での集団食中毒事件が起きた。

ヒスタミンによるアレルギー症状とみられ、カジキマグロの照焼が原因食材。小学校4校、中学校2校、幼稚園3園

で2903名が食べ、患者数は77名。主に皮膚の発赤、眼球の結膜充血などであった。全員が回復している。

学校給食センターは3日間の業務停止を行った。

群馬県邑楽町 <http://www.town.ora.gunma.jp/>

[6月3日] 邑楽町内の給食施設で発生した食中毒事件について(衛生食品課 群馬県)

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet;jsessionid=624E0849D73B3E2C1F0522E0B4BD8DB0?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=64283

[6月6日] 邑楽町内の給食施設で発生した食中毒事件について(衛生食品課 群馬県)

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=64485

輸入鶏肉を国産偽装し学校給食へ

食育白書平成19年版

内閣府は、平成19年版食育白書を公表しています。

政府刊行物サービスセンター等で販売されているほか、ホームページ上でもすべての内容を読むことができます。学校給食、学校における食育、栄養教諭の事例などが掲載されています。

食育白書平成19年版

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/>

物価関係(含む給食費) 2008年5月～6月

学校給食ニュース 105号

発行:学校給食全国集会実行委員会

編集:学校給食ニュース編集事務局

会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み)
〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15
第2五月ビル2階 大地を守る会気付
全国学校給食を考える会

お問い合わせは...全国学校給食を考える会

電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590

E-mail kyusyoku@daichi.or.jp (購読・会費等)

E-mail desk@gakkyu-news.net (内容・投稿等)

学校給食全国集会実行委員会構成団体

全日本自治団体労働組合・現業局

東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)

日本教職員組合・生活局

東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)

日本消費者連盟

東京都目新宿区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)

全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。
ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他()です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。